

令和7年度 実務者会議 会議体の変更案について

1. 実務者会議の運営方法の見直しについて

令和8年度より、市児童相談所及びこども家庭センターの設置を予定しており、今まで県が担っていたケースや母子保健部門と密に連携することにより発見することができるケースなど、要対協登録ケースが大幅に増加することが見込まれます。

そのため、対応困難事例の増加も見込まれ、これまで以上に庁内連携を含めた関係機関の連携や支援ネットワークの構築が重要になるとともに、複雑多様化するケースワークに対する進行管理の重要性が増していきます。

本市の人口規模や取り扱いケース数等から鑑みると、要対協の機能を十分に発揮できるようにするためには進行管理体制の見直しが必要であると考えており、実務者会議の運営方法の見直しを令和7年度より行うものです。

2. 改定案について

(1)見直し案の概要

現在実施している実務者会議(年12回)を、要対協ケース全体の進行管理、関係機関連携の強化を目的とした「全体会議(年4回)」と各ケースの個別具体的な進行管理を目的とした「進行管理会議(年12回)」に区分し、機能強化を図ります。

(2)全体会議

現行の実務者会議においては、ケースの書面での進行管理、一部ケースの口頭での報告を行ってきましたが、今回の見直しで、「全体会議」においては、要対協ケース全体の進行管理に関する報告を行います。

現在の実務者会議では、家庭児童相談室が主担当となっている全ケースを概ね3か月に1度の頻度で書面により報告・情報共有していますが、その報告頻度を保つため、全体会議1回につき、要対協登録ケース全件を書面で報告します。また、口頭報告も継続いたします。

さらに、事例検討や研修を実施することで、庁内外の関係機関と相互理解を深め、支援における質の向上を図るほか、支援対象児童等の早期発見・早期対応、虐待発生予防のためのネットワーク機能の強化を図ります。

(3)進行管理会議

進行管理会議を設けることで、家庭児童相談室と児童相談所の2者間で、それぞれ主担当となっている全ケースを概ね2か月に1度協議・報告を行うとともに、口頭報告を増やす

ことで、スムーズな担当ケースの受け渡しをするほか、支援の停滞を防ぎ、よりきめ細やかで丁寧な進行管理を行います。

【会議内容】

	現行	見直し案
実務者会議	実務者会議(年12回) ≪主な協議事項≫ ・家児相ケースの進行管理(書面、口頭報告) ・児相ケースの共有(新規終了、一時保護)	<u>全体会議(年4回)</u> 現在の実務者会議の形態を踏襲し、関係機関同士の連携と相互理解を図る ≪主な協議事項≫ ①ケースの書面報告 ②口頭報告 ≪その他実施事項≫ 事例検討 外部講師による研修/職員による内部研修
		<u>進行管理会議(年12回)</u> 家庭児童相談室と児童相談所の2者で進行管理を行う ≪主な協議事項≫ ケース進行管理(支援の進捗管理、受け渡し等の事前協議) ≪参加者≫ 児童相談所、家庭児童相談室

3. 実務者会議構成員への説明について

令和6年度実務者会議構成員には、令和6年度第8回実務者会議(令和6年11月28日開催)にてご説明し、運営方法の見直しについて、ご了承いただいております。

4. 要綱の改定について

今回の会議体変更に伴い、船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会設置要綱(以下、要綱という。)を以下のとおり変更します。

①実務者会議を全体会議と進行管理会議に区分する目的で、第 12 条を次のとおりとします。

(実務者会議)

第12条 実務者会議に全体会議と進行管理会議を置く。

2 実務者会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1)全体会議 別表第3に掲げる関係機関等から選出された実務担当者及びこども家庭部児童相談所開設準備課家庭児童相談室所長の職にある者

(2)進行管理会議 こども家庭部児童相談所開設準備課家庭児童相談室及び千葉縣市川児童相談所の実務担当者

②現行の実務者会議を全体会議と名称変更するため、第 13 条及び 14 条を次のとおりとします。

(全体会議構成員の代理)

第13条 全体会議の構成員が、やむを得ない事情により、全体会議に出席できないときは、当該構成員を選出した関係機関に属する者を、代理出席させることができる。

2 前項の規定により代理出席した者は、出席した全体会議に限り構成員とみなす。

(全体会議の開催)

第14条 全体会議に座長を置き、こども家庭部児童相談所開設準備課家庭児童相談室所長の職にある者をもって充てる。

2(略)

3 全体会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。

4 全体会議は、座長が必要と認めるときは、第4条に規定する関係機関等又はその他の機関等から、構成員以外の者の出席を求めることができる。

③全体会議と進行管理会議とで協議事項を分担したこと並びに全体会議で事例検討及び研修を行う目的で、第 15 条を次のとおりとします。

(全体会議の協議事項等)

第15条 全体会議は、次に掲げる事項について協議等を行う。

(1) 支援対象児童等に関する定期的な状況把握に関すること。

(2)~(4)(略)

(5) 支援対象児童等の支援を推進するための事例検討及び研修

④実務者会議に進行管理会議を新設するため、第16条に次のとおり追加します。

(進行管理会議の協議事項等)

第16条 進行管理会議は、協議会が把握するすべての支援対象児童等についての定期的な状況把握、主担当機関の確認及び支援方針の見直し等を行う。

⑤第16条を上記のとおり追加したことに伴い、第24条を次のとおりとします。

第24条(略)

2 第10条第3項及び第14条第4項の規定による求めに応じ会議に出席した者、又は第18条の規定により調整機関の招集に応じて個別ケース検討会議に出席する者に対して、調整機関は、協議過程において知り得た秘密を漏らしてはならない旨の誓約を求めるものとする。

⑥要綱を令和7年4月1日より施行予定のため、次のとおり追加いたします。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

5. 今後のスケジュールについて

意見書の集約結果を各委員宛に通知し、大きな変更等がない場合は、要綱を改定し、令和7年度より運用変更いたします。

《事務局》

船橋市児童相談所開設準備課家庭児童相談室

担当:嘉茂、藤井

TEL:047-409-3469

FAX:047-409-3589

E-mail:kajisou2784@city.funabashi.lg.jp